

二、會社ニ重キリ置キラ働カントスルモノナリ依テ別記要求條項ハ他ニ類ナ  
シ、人ヲ養ハラントスルニアラズ

日給ノ算額ヲ要求スルニアラズ、何物ヲモ攻撃スルニアラズ唯物價ノ急激  
行方ニ依ル平等主義ナリ、現在、東京市中ニ食テテ家ナク飢工ル者  
何不少其ノ境遇ヨリ甚ク親心時ハ數倍ニ勝ル者多トハ申スナリ、カレ  
ハ現今ノ此ノ状況ヨリ鑑ミ男子ハ二月ヲ標準トシ、女子ハ一月ヲ標準ト  
乘位カ收入ノ標準日給ナリト推定ス、故ニ以テ素文通過ノ境ニ至リ  
者ニ於テハ最モ聰明透徹ナル頭意ヲ以テ西婦ニ當リシ一敏ヲ憶實心  
ニ依テ擇ニス實際其價ヲ認メタル上進行中ニテキヲ吾ハハ察心ヨリ高  
額スル次第ナリ

會社ノ收入ニハ何等差障ナシ得ル所ハ却テ支出セシメト雖モ

一、年 月 日

高杉 功ハ工務改革圖

此長 翰升久 考 改

### 改革條文骨子

#### 一、従業員給料改革條文

現在ノ従業員ニテ一日ノ給料一円給一二月以上、着ハ二月迄ニ引下ルル  
者一月給者也全社ハ、女工手ハ一月ヲ標準トシテ適用スルコト、次に現  
現在ノ従業員ニテ一円給一日ノ給料二月以下ハ、ハ、最モ安  
寧ヲ計ルル方々事務所ニ於テ認メアリタリ、次に現在ノ従業員ニテ  
特殊ノ技術ヲ有スルモノ、即チ機械工及假令工、如キモノハ、別表ヲ  
受ケサレコト

#### 二、工手従業員及改革條文